

| 令和6年度 人事院調達改善計画 自己評価結果<br>(評価対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                |        |                                                                                     |                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調達改善計画で定めた取組                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 新規 | 実施した取組内容                                                                                                                                         | 取組の効果                                                                                                                                          | 目標達成状況 | 実施において明らかとなった課題等                                                                    | 今後の対応                                                                                                                             |
| (1)電子調達システムの活用及び積極的な情報発信による参入業者の拡大                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                |        |                                                                                     |                                                                                                                                   |
| 一般競争入札案件については、引き続き電子調達システムを利用して入札を実施するとともに、同システムやホームページを活用することにより、人事院の実施する調達に関する情報をより多くの潜在的な応札者(応募者)に的確に届け、参入業者の拡大を図る。                                                                                                                                                                                                           |    | 一般競争入札については、原則電子調達システムを利用した入札を実施した。<br>また、年度当初の調達計画の公表(HP掲載)、電子調達システムの活用、任意登録事業者へのメールでの調達案内等を積極的に行った。                                            | 電子調達システムにより全ての案件について入札公告を行った。令和5年度が入札案件65件に対して応札者が153であったところ(1入札案件あたり2.4者)、令和6年度は入札案件58件に対して応札者が151となり(1入札案件あたり2.6者)、微増ではあるが、参入業者の拡大を図ることができた。 | ○      | －                                                                                   | 引き続き電子調達システム及びホームページを活用し、情報を広く発信することで潜在的な応札者に情報を届けることにより、調達の競争性・公平性等の向上を図っていく。                                                    |
| (2)オープンカウンター方式による調達の本格実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                |        |                                                                                     |                                                                                                                                   |
| 少額随意契約案件については、ホームページ等を積極的に活用したオープンカウンター方式による調達を本格的に実施することにより、情報を広く発信し、中小企業からの調達機会の拡大、調達の競争性・公平性等の向上を図ることを目指す。                                                                                                                                                                                                                    |    | 令和6年度はオープンカウンター方式に適した物品(一般的かつある程度の調達数量が見込める物品)の調達がなかったことから本格的な実施には至らなかった。                                                                        | オープンカウンター方式で調達するに適した調達ができなかったことから、オープンカウンター方式による調達を実施することができなかった。                                                                              | △      | 一般的かつ、ある程度の調達数量が見込める物品は契約件数が少ないことから、多くの場合、少量の調達又は入札調達案件となる。                         | オープンカウンター方式による調達を適切に実施しつつも、当院においては調達案件規模が小規模な案件も多く、オープンカウンター方式による調達に馴染まない面が看取されることから、オープンカウンター方式によらない調達も含めて、中小企業からの調達機会の拡大を図っていく。 |
| (3) 情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                |        |                                                                                     |                                                                                                                                   |
| 情報システムの調達に際しては、府省内全体管理組織(PMO)及びプロジェクト推進組織(PJMO)主導のもと、令和2年1月に作成したIT関連調達仕様書作成要領を活用しつつ、システム構築や改修の企画段階から仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックすることにより、適正な調達を実施する。                                                                                                                                                                                     |    | 情報システムの調達に際しては、調達原課において、IT関連調達仕様書作成要領を活用して仕様書の作成を行うとともに、仕様書作成の段階からPMOに仕様の内容、必要性・妥当性について助言・指導を求め、仕様書を適正なものに修正し、適正な調達の実施に努めた。                      | IT関連調達仕様書作成要領を活用した仕様書の作成により仕様書の不備等が減り、PMO及びPJMOによるチェックが効率的なものとなった。                                                                             | ○      | －                                                                                   | 引き続き、PMO及びPJMO主導のもと、システム構築や改修の企画段階から仕様書の内容や構成の必要性・妥当性、業務内容との整合性などについてチェックを行う。                                                     |
| (4)引き続き「1者応札(応募)」解消に向けた取組を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                |        |                                                                                     |                                                                                                                                   |
| 1者応札の要因になりかねない事項の事前チェックを徹底するとともに、調達情報の積極的な発信を行い新規業者の参加を促す。また、1者応札(応募)となった事案に対しては、入札までに至らなかった理由を業者から必ず聴取するなど丁寧に実情を把握し、分析・考察のうえ可能なものは調達仕様に反映させる外、1者応札の要因となっている課題について、実施可能な改善策を実行に移し、1者応札の解消に努める。                                                                                                                                   |    | 1者応札の解消に向け、積極的な調達情報の発信とともに、辞退業者からの聞き取り等原因把握を行った。また、仕様書に記載する資格等についての必要性を見直すなど、内容を精査した。                                                            | 1者応札の割合は令和5年度と比べて微減(令和5年度:50.6%、令和6年度:50.0%)となった。                                                                                              | ○      | －                                                                                   | 調達情報を広くかつ早期に発信することで、当院の業務に関心を示していなかった事業者の参加を促すとともに、引き続き、辞退理由の把握、分析、打開策の考察を行い、実施可能な改善策を実行に移す。                                      |
| (5)調達の公正性・透明性を高める観点から、競争的手続を更に拡大する。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                |        |                                                                                     |                                                                                                                                   |
| 競争性のない随意契約について、可能な限り一般競争契約等による調達の可能性を追求する。<br><br>例えば、調達案件の内容に応じて、従来から引き続き、入札における「競争参加資格(全省庁統一資格)」「(A等級)から(D等級)までの格付け」の設定に当たって、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ、許容される限り範囲を幅広く設定して、より多くの業者の参加を促すことにより競争性の確保を図る。(併せて、中小企業の受注機会の拡大に資するようにする。)なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、引き続き、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無について随意契約審査委員会の審査手続を経るなどによって、公正・適正な随意契約の締結を確保する。 |    | 入札公告等入札関係資料作成の際の競争参加資格(等級)の設定に当たっては、引き続き、業務内容に鑑み支障がないか調達原課とも相談の上、原則として当該案件の調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広く資格を認めている。その際、調達のミスマッチを防ぐため、新規参入業者に対しては丁寧に説明を行った。 | 左記の取組により、中小企業の参加が増加した。また、調達のミスマッチもなかった。                                                                                                        | ○      | －                                                                                   | 引き続き、入札における競争参加資格の設定について、幅広い設定を行うことにより調達機会の拡大を図っていく。                                                                              |
| (6)障害者就労施設からの調達を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                |        |                                                                                     |                                                                                                                                   |
| 障害者就労施設からの調達が可能な案件を他府省の調達情報や取扱い業務の情報をもとに検証し、手続的に適正な競争性は確保した上で、引き続き、積極的な見積依頼等の働きかけを行い、これら施設からの調達の一層の拡大に努める。                                                                                                                                                                                                                       |    | 調達実績の拡大を目指し、調達内容、調達数量を考慮しながら、障害者就労施設に対し積極的に情報提供や見積依頼等を行った。                                                                                       | 障害者就労施設に対し積極的に見積依頼を行い、公正な競争性を確保した上で調達を行った。                                                                                                     | △      | 調達機会の拡大を図るため積極的に見積依頼等の働きかけを行っているものの、障害者就労施設は受注できる業務も限られており、調達に結びつけることが難しい案件も見受けられた。 | 調達機会を増やすことが難しい反面、障害者就労施設からの働きかけも増えていることから、今後も引き続き積極的に情報提供等を行い、調達の拡大に努めていく。                                                        |